

平戸市高齢者補聴器購入費助成事業

高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します

難聴により日常生活に不自由を感じている高齢者の方へ、補聴器購入費の一部を助成することで、**社会参加の促進・生活のやすさの向上・認知症の進行予防**につなげることを目的として補聴器購入費用の一部を助成します。

対象となる方

以下のすべての要件を満たす方

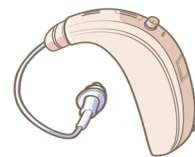
- ・ 平戸市に在住する 65 歳以上の方
- ・ 両耳の聴力レベルが 50 デシベル以上の難聴がある方
- ・ 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象ではない方
- ・ 本人が市民税非課税である方
- ・ 耳鼻咽喉科の医師が、治療による改善が見込めず、補聴器装着により効果が期待できると判断した方

助成内容

補聴器購入費用の 3分の2を助成(千円未満切捨て)



助成上限額: 40, 000円



※助成は お一人につき 1 回限り

※注意事項

- ・ 助成金の交付決定前に購入した補聴器は助成対象となりません。必ず助成申請後、助成金交付決定通知が届いてから補聴器を購入してください。
- ・ 医療機関で受診を受けた結果、助成対象とならない場合があります。
- ・ 診察料、検査料、意見書料は自己負担です。
- ・ 領収書を紛失した場合は助成が受けられなくなりますので、大切に保管してください。

手続きの流れ

① 相談

平戸市役所長寿介護課高齢者支援班へご相談ください。申請書等をお渡しします。

② 受診

耳鼻咽喉科を受診、補聴器が必要と医師が認めるときは意見書を発行してもらってください。

③ 見積

補聴器購入予定店舗で、見積書と仕様書(カタログ)をもらってください。

④ 交付申請

次の書類をそろえて平戸市役所長寿介護課高齢者支援班へ申請します。

- 交付申請書(様式第1号) ・ 医師意見書(様式第2号)
- 補聴器販売業者の見積書 ・ 補聴器の仕様書

⑤ 交付決定

- 市の審査後、交付決定通知書が送付されてきます。

⑥ 補聴器の購入

交付決定通知を受けた後、速やかに補聴器を購入します。



⑦ 助成金の請求

購入後、次の書類を提出します。

- 助成金請求書(様式第5号) ・ 領収書など支払いを証する書類

審査後、請求月の翌月末までに助成金が支払われます。

申請相談窓口

平戸市役所 長寿介護課 高齢者支援班 1階 13番窓口

TEL:0950-22-9133(直通)